

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) 担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整） 課長補佐（健康危機管理対応力強化に係る調整） (略) 生活衛生部 (略) 食品衛生課 (略) 担当課長（動物愛護管理・検査業務管理） 食品衛生検査所 所長補佐（微生物検査） 所長補佐（理化学検査） (略)	第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) 担当課長（ <u>災害医療</u> ・健康危機管理対応力強化に係る調整） 課長補佐（ <u>災害医療</u> ・健康危機管理対応力強化に係る調整） (略) 生活衛生部 (略) 食品衛生課 (略) 担当課長（動物愛護管理・検査業務管理） <u>課長補佐（検査業務管理）</u> 食品衛生検査所 所長補佐（ <u>検査業務管理</u> ） 所長補佐（ <u>監視検査</u> ） (略)

保健センター (略) 保健予防課 (略) 課 長 補 佐 (医務) (東、西<u>及び</u> 昭和の保健センター を除く。) (略) <u>担 当 課 長 (医務) (守山の保健セ ンターに限る。)</u> 第 4 条 保健所の分掌事務並びに担当部長 及び担当課長の分担事項は、次のとおり とする。 健 康 部 保健医療課 (1)～(17) (略) (18) 健康危機管理対応力の強化に係る 調整に関すること。 (19)・(20) (略) (略) 担 当 課 長 (健康危機管理対応力強 化に係る調整) (1) 健康危機管理対応力の強化に係る調 整に関すること。 (略) 保健センター (略) 保健予防課 (1)～(15) (略) (16) 医務に関すること (東、西<u>及び</u>昭 和の保健センターを除く。))。 <u>担 当 課 長 (医務)</u> <u>(1) 医務に関すること。</u> 2 ～ 9 (略)	保健センター (略) 保健予防課 (略) 課 長 補 佐 (医務) (東、西、<u>昭</u> 和<u>及び熱田</u>の保健セ ンターを除く。) (略) 第 4 条 保健所の分掌事務並びに担当部長 及び担当課長の分担事項は、次のとおり とする。 健 康 部 保健医療課 (1)～(17) (略) (18) <u>災害医療・健康危機管理対応力の</u> 強化に係る調整に関すること。 (19)・(20) (略) (略) 担 当 課 長 (<u>災害医療・健康危機管 理対応力強化に係る調 整</u>) (1) <u>災害医療・健康危機管理対応力の強 化に係る調整に関すること。</u> (略) 保健センター (略) 保健予防課 (1)～(15) (略) (16) 医務に関すること (東、西、<u>昭和</u> <u>及び熱田</u>の保健センターを除く。))。 2 ～ 9 (略)
---	--

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。